

意見書案第 19 号

太陽光発電事業の適正な事業の推進を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日提出

提出者 総務厚生常任委員長 坂 下 一 彦

長沼町議会議長 平 井 儀 一 様

太陽光発電事業の適正な事業の推進を求める意見書

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされ、我が国のエネルギー基本計画においても、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、再生可能エネルギーの円滑な導入に向けた取組を積極的に推進していくこととされています。

こうした中、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加しています。

太陽光発電施設の設置については、直接的に立地を規制する法律がないことなどから、森林伐採等による土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境や住環境における懸念のほか、地域住民や地元自治体との間には、様々な課題が山積しています。

さらに、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が含まれる場合など、適切な処分を行う必要があるものの、太陽光発電事業は、参入障壁が低く、規模や属性も異なる様々な事業者が取り組んでおり、事業主体の変更が行われやすい状況にもあることから、発電事業の終了後、太陽光パネル等が放置・不法投棄される懸念もあります。

よって、国においては、太陽光発電事業が地域社会にあって住民と共生し、将来にわたり持続可能で適正な事業となるよう、次の事項について特段の措置が講じられるよう強く要望します。

記

- 1 太陽光発電事業については、地域の景観保持、都市計画、防災、自然環境及び住環境の保全など、様々な面を考慮した適正な事業

の推進を図るとともに、一定規模以上の設備については、事業者が地域住民はもとより、地元の自治体や自治組織と十分に調整をした上で設置するような仕組みにするなど、法整備等の所要の措置を行うこと。

- 2 太陽光発電施設が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合を含め、太陽光発電施設の斜面設置に係る技術基準を見直すなど、太陽光発電施設の安全性を確保するために必要な設計や施工管理に係る基準を早急に整備すること。
- 3 FIT法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 4 既に事業を開始した太陽光発電設備の安全性に課題のある事業についても、関係市町村長の意見を聞き、国が責任を持って確認すること。
- 5 太陽光発電事業が終了した場合や事業者が経営破綻した場合において、太陽光パネル等が放置される恐れがあることから、その撤去及び処分が適正かつ確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の仕組みの整備や、回収された太陽光パネルなどのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月16日

長沼町議会議長 平井儀一

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

各 通